

商学研究科

科目履修の方法

1. 科目履修の方法

[博士前期課程]

- (1) 本研究科における修士の学位は、博士前期課程に原則として2年以上在学し、所定の授業科目を32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者にこれを授与する。研究指導及び授業科目は下記のとおりである。

| 履修要件 | | 修得すべき単位数 |
|------|--------|----------------------------------|
| 授業科目 | 講義 | 20 ※専修科目4単位を含む ※特別講義は4単位まで |
| | 外国文献研究 | 4 |
| | 演習 | 8 |
| | 計 | 32 |
| 研究指導 | | 修士論文作成 |

- ①講義の20単位は、専修科目4単位を含み選択履修すること。
 - ②外国文献研究は、専修科目の属する系列の外国文献研究を必修とする。
 - ③演習科目は原則として1年次・2年次ともに履修すること。
 - ④指導教授による教育研究指導を受け、修士論文を完成させる。
 - ⑤特別講義は修得すべき単位数の32単位のうち4単位までを認め、これを超える単位は修得すべき単位数には含まないものとする。
 - ⑥他研究科の授業科目は、修得すべき単位数の32単位のうち8単位までを認め、これを超える単位は修得すべき単位数には含まないものとする。
 - ⑦同一授業科目を再度履修することはできない。ただし不合格の場合はこの限りではない。
- (2) 修士論文は、専修科目について提出すること。専修科目とは入学試験において合格した指導教授が担当する授業科目をいう。
- (3) 専修科目の研究指導を担当する教員を指導教授とし、授業科目の選択、修士論文の作成等について、その指導を受けるものとする。
- (4) 指導教授が大学院研究科委員でなくなったとき、その教授の指導を受けていた学生は、同一系列内の他の教授を新たに指導教授として選び、その承認を得た後、研究科長にその旨の変更届を提出しなければならない。
- (5) 指導教授が教育上有益と認めるときは、他研究科、学部及び研究所その他の授業科目等を履修することができる。

[博士前期課程（1年制コース）]

- (1) 本研究科前期課程（1年制コース）における修士の学位は、博士前期課程に原則として1年以上在学し、所定の授業科目32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者にこれを授与する。研究指導及び授業科目は下記のとおりである。

| 履修要件 | | 修得すべき単位数 |
|------|--------|---|
| 授業科目 | 講義 | 24 ※専修科目4単位を含む ※特別講義は4単位まで |
| | 外国文献研究 | 4 |
| | 演習 | 4 ※専修科目は指導教授が担当する 「演習科目 A」を履修すること |
| | 計 | 32 |
| 研究指導 | | 修士論文作成 |

- ①講義の24単位は、専修科目4単位を含み選択履修すること。
 - ②外国文献研究は、専修科目の属する系列の外国文献研究を必修とする。
 - ③指導教授による教育研究指導を受け、修士論文を完成させる。
 - ④特別講義は修得すべき単位数の32単位のうち4単位までを認め、これを超える単位は修得すべき単位数には含まないものとする。
 - ⑤他研究科の授業科目は、修得すべき単位数の32単位のうち8単位までを認め、これを超える単位は修得すべき単位数には含まないものとする。
 - ⑥同一授業科目を再度履修することはできない。ただし不合格の場合はこの限りではない。
- (2) 修士論文は、専修科目について提出すること。専修科目とは入学試験において合格した指導教授が担当する授業科目をいう。
 - (3) 専修科目の研究指導を担当する教員を指導教授とし、授業科目の選択、修士論文の作成等について、その指導を受けるものとする。
 - (4) 指導教授が大学院研究科委員でなくなったとき、その教授の指導を受けていた学生は、同一系列内の他の教授を新たに指導教授として選び、その承認を得た後、研究科長にその旨の変更届を提出しなければならない。
 - (5) 指導教授が教育上有益と認めるときは、他研究科、学部及び研究所その他での授業科目等を履修することができる。

[博士後期課程]

- (1) 本研究科における博士の学位は、博士後期課程に原則として3年以上在学し、所定の授業科目を16単位（講義科目：専修科目を含め4単位以上修得すること。演習科目は原則として1年次・2年次・3年次ともに履修すること。）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、外国語検定試験に合格し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にこれを授与する。
- (2) 博士論文は、専修科目について提出すること。専修科目とは入学試験において合格した講座科目をいう。
- (3) 専修科目の研究指導を担当する教員を指導教授とし、授業科目の選択、博士論文の作成等について、その指導を受けるものとする。
- (4) 指導教授が大学院研究科委員でなくなったとき、その教授の指導を受けていた学生は、同一系列内の他の教授を新たに指導教授として選び、その承認を得た後、研究科長にその旨の変更届を提出しなければならない。
- (5) 指導教授が、教育上有益と認めるときは、前期課程の授業科目を履修することができる。

試験について

授業科目の試験は、毎学期末に筆答、口頭試験、研究報告もしくはこれらの併用によって行います。

- (1) 前項のほか、研究科委員会が必要と認めた場合、追試験が行われます。
- (2) 授業に2/3（3分の2）以上の出席がなければ受験資格は与えられません。
- (3) 学位論文および最終試験に関する事項は拓殖大学学位規程並びに同細則の定めるところによります。

成績評価について

- (1) 成績は、科目担当教員が試験（筆記、口頭、実技等）、レポート、授業参加状況（出席・発表等）を総合的に判断して評価します。評価基準は、科目担当教員によって異なりますので、講義要項に記載されている成績評価の方法を参照するか、直接科目担当教員に確認してください。
- (2) 成績は、原則として**素点（0～100）**で発表されます。
ただし、次のような表示で発表される場合もあります。
[---] 印：未受験（試験等を未受験の場合）
[XXX] 印：評価に値せず（出席不良等で評価に値しない場合）

(3) 成績の最終評価は、S・A・B・C・Fで表記します。評価基準は次のとおりです。

| 合 否 | 合 格 (単位修得) | | | | 不合格※ |
|------|------------|--------|--------|--------|-------------------|
| 素 点 | 100～90点 | 89～80点 | 79～70点 | 69～60点 | 59～0点・ [—]・ [XXX] |
| 最終評価 | S | A | B | C | F |

※不合格となった科目は、次年度以降、学業成績表の「不合格科目欄」に記載されます。

(4) 通年科目は、前期に成績発表を行わず、後期に通年評価としての点数を発表するので、前期の成績欄は「空欄」表示になります。